

介護福祉士養成課程の カリキュラム案について

「介護福祉士養成課程における
教育内容等の見直し作業チーム」

中間まとめ

(平成18年11月8日)

1	2年課程のカリキュラム案	1
	〔教育内容の骨子〕	3
	◎ 「人間と社会」	
	◎ 「介護」	
	◎ 「こころとからだのしくみ」	
2	福祉系大学・社会福祉士養成施設等卒業ルート、保育士養成施設等卒業ルートのカリキュラム案	11
3	実務経験3年ルートのカリキュラム案	16
4	各ルートのカリキュラム案	18
5	その他（教育カリキュラムの見直しに係る検討に関連して問題提起のあった事項）	19

(参考)

・ 介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しの検討について	20
・ 介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しに関する作業チーム委員	21

1 2年課程のカリキュラム案

(1) 基本的考え方（検討会報告書より）

○介護福祉士の教育内容については、現行の科目・カリキュラム・シラバスにとらわれず、今日的視点で抜本的に見直す必要がある。

○介護福祉士の国家資格に求める水準は、介護を必要とする幅広い利用者に対する基本的な介護を提供できる能力とする。このため、養成課程における教育内容も幅広く基本的な内容とし、資格取得後の現任研修等による継続的な教育を視野に入れた内容とする。

○養成課程は、現在2年制1,650時間以上を基本としているが、介護ニーズの変化に対応できるよう教育時間、教育内容の充実を図るべきである。

○教育年限については、介護を必要とする者の多様なニーズに対応する観点から、3年制とすべきという意見もあるが、現段階では将来的な課題とし、当面は2年制の中で教育時間を1800時間程度まで増やすことが現実的であると考えられる。

○なお、現状においても、教育内容を充実し3年制以上の養成課程としている養成施設もあるが、上記の充実後の1800時間は最低の基準であり、より充実した教育への自主的な取組みは評価・推奨されるべきものである。

○介護福祉士養成のための教育内容は、介護が実践の技術である性格から、その基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「人間と社会」、対人援助や他職種との協働に必要な基本的知識としての「こころとからだのしくみ」、根拠に基づく適切な介護の提供に必要な「介護」（「介護技術」と「実習」で構成）の3つの領域による構成とする。

○いずれも「介護のための」という視点のもと、理論と実践の融合化を目指す。

(2) 2年課程のカリキュラム案

現) 2年課程

1650時間

	科目	時間数
	基礎科目	人間とその生活の理解 (内容自由)
小計		120
専門科目	介護概論 (講義)	60
	医学一般 (講義)	90
	精神保健 (講義)	30
	社会福祉概論 (講義)	60
	老人福祉論 (講義)	60
	障害者福祉論 (講義)	30
	リハビリテーション論 (講義)	30
	社会福祉援助技術 (講義)	30
	社会福祉援助技術演習 (演習)	30
	レクリエーション活動援助法 (演習)	60
	老人・障害者の心理 (講義)	60
	家政学概論 (講義)	60
	家政学実習 (実習)	90
	介護技術 (演習)	150
	形態別介護技術 (演習)	150
介護実習指導 (演習)	90	
介護実習 (実習)	450	
	小計	1530
	合計	1650

新) 2年課程

1800時間

	科目	授業形態	時間数	
人間と社会	人間の理解 人間の尊厳と自立	講義・演習	30以上	
	人間の理解 人間関係とコミュニケーション	講義・演習	30以上	
	社会の理解	生活と福祉	講義・演習	15以上
		社会保障制度総論	講義・演習	15以上
		介護保険制度と障害者自立支援制度	講義・演習	15以上
	介護実践に関連する諸制度	講義・演習	15以上	
	※上記必修科目のほか、選択科目			
	小計		240	
介護	介護技術	介護概論	講義・演習	180
		コミュニケーション技術	講義・演習	60
		生活援助技術	講義・演習	300
	介護	介護過程	講義・演習	150
		介護総合演習	演習	120
		実習	介護実習	実習
		小計		1260
	こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	講義・演習	60
		認知症の理解	講義・演習	60
		障害の理解	講義・演習	60
こころとからだのしくみ		講義・演習	120	
	小計		300	
	合計		1800	

〔教育内容の骨子〕

◎ 「人間と社会」

(1) 基本的考え方 (検討会報告書より)

- 人間と社会は、介護を必要とする者に対する全人的な理解や尊厳の保持、介護実践の基盤となる教養、総合的な判断力及び豊かな人間性を涵養するものであり、内容の抜本的見直しとともに時間数を現行(現行120時間)より大幅に拡充する。
- 介護現場では、高齢者や障害者等の介護における尊厳の保持や個別ケアが重視されており、また、他職種と協働しながら進めるチームケアにおいても、介護職員のコミュニケーション能力は必須であり、コミュニケーション技術を高める内容も含めるべきである。
- アカウンタビリティ(説明責任)や根拠に基づく介護の実践のためには、わかりやすい説明や的確な記録・記述を行う能力が必要である。また、介護現場におけるIT技術の導入を推進するため、情報処理に関する学習も必要である。
- なお、制度に関する科目については、介護保険や障害者自立支援法を中心に、介護実践に必要な知識という観点から「社会保障の制度」として整理・統合する。また、利用者の権利擁護の観点から、個人情報の保護や消費者保護の視点も含める。
- 現行の基礎科目の教育内容については、すべて各養成施設の任意となっているが、養成施設の教育方針や特徴に応じて弾力的運営が図れるよう配慮しつつ、基本となる教育内容をカリキュラム・シラバスに明示する。

(2) 時間数

240時間

(3) 基本的構成

○必修科目

「人間と社会」の中で、必ず教育すべき教育内容と最低時間数を設ける。

○選択科目

「人間と社会」の中で、教育することが望まれると考えられる教育内容を例示する。

○必修科目や選択科目の具体的な科目選定、時間数等については、各養成施設において定める。

○必修科目と選択科目の合計時間数は240時間以上とする（必修科目だけで240時間とすることも可）。

必修科目（計120時間以上）

ア 「人間の理解」分野（計60時間以上）

①人間の尊厳と自立（計30時間以上）

・「人間」の理解を基礎として、人間としての尊厳の保持と自立・自律した生活を支える必要性について理解し、介護場面における倫理的課題について対応できるための基礎となる能力を養う学習

②人間関係とコミュニケーション（計30時間以上）

・介護実践のために人間の理解や、他者への情報の伝達に必要な、基礎的なコミュニケーション能力を習得するための学習

イ 「社会の理解」分野（計60時間以上）

①生活と福祉（計15時間以上）

・個人が自立した生活を営むということを理解するため、個人、家族、近隣、地域、社会の単位で人間を捉える視点を養い、人間の生活と社会の関わりや、自助から公助に至る過程について理解するための学習

②社会保障制度総論（計15時間以上）

・我が国の社会保障の基本的な考え方、歴史と変遷、しくみについて理解する学習

③介護保険制度と障害者自立支援制度（計15時間以上）

・介護に関する近年の社会保障制度の大きな変化である介護保険制度と障害者自立支援制度について、介護実践に必要な観点から基礎的知識を習得する学習

④介護実践に関連する諸制度（計15時間以上）

・介護実践に必要とされる観点から、個人情報保護や成年後見制度及び介護福祉士制度などの基礎的知識を習得する学習

選択科目

①生物や人間等の「生命」の基本的仕組みの学習

②数学と人間のかかわりや社会生活における数学の活用の理解と数論的思考の学習

③家族・福祉、衣食住、消費生活等に関する基本的な知識と技術の学習

④組織体のあり方、対人関係のあり方、（リーダーとなった場合の）人材育成のあり方についての学習

⑤現代社会の基礎的問題を理解し、社会を見つめる感性や現代を生きる人間としての生き方について考える力を養う学習

⑥その他の社会保障関連制度についての学習

(注) 必修科目の教育目標と教育内容は、引き続き作業チームで今後検討。

◎ 「介護」

(1) 基本的考え方（検討会報告書より）

（「介護技術」について）

- 介護技術の水準は、高齢者、障害児・者等に共通する基本的なものであり、かつ施設、地域（在宅）における介護に汎用できる介護技術とする。
- 自立支援の観点から、介護予防からリハビリテーション、看取りまでを一貫して理解できるようにする。
- 若年の障害者については、就労支援を視野に入れ、自立支援の重要性について理解する。
- 衣・食・住生活等の生活支援の領域については、介護に必要な視点から再編成する。
- 制度の改正に伴い、小規模な介護拠点が増加すると見込まれることから、少数の職員で業務にあたる場合であっても様々な介護ニーズに職員一人一人が的確に対応できるよう介護技術の幅を広げるようにする。
- 利用者のみならず、家族等に対する精神的支援や援助のために、実践的なコミュニケーション能力を習得する。
- 他職種との協働やケアマネジメントなどの制度の仕組みを踏まえ、具体的な事例について介護過程を展開できるような内容とする。
- リスクマネジメント等、利用者の安全に配慮した介護の実践ができるものとする。

（「実習」について）

- 介護福祉士として、適切な介護の実践ができるようにするには、養成課程における実習が極めて重要である。
- 充実した実習を行うためには、養成施設や教員だけの努力では達成することはできず、介護現場の協力が不可欠である。次代の介護を担う人材の育成という観点から実習場所として指定された施設や事業所は、充実した実習が展開できるよう協力することが必要であり、それぞれの関係者が役割や責務について共通の認識や方針を持って取り組むことが重要である。

○教育内容全体について介護現場における業務に対応した実践的な内容となるように見直すこととするが、実習のあり方については実習施設（いわゆる施設のみならず在宅サービスも含む。以下同じ。）の確保をはじめとする様々な問題点が指摘されていることから時間数は現行程度とするものの、実習方法や指導のあり方とともに、関連する教員や実習指導者のあり方、養成校の基準、実習施設の基準等の実習を取り巻く環境についても、教育内容の見直しを踏まえて抜本的に見直すこととする。

(2) 時間数

介護技術	810時間
実習	450時間

(3) 基本的構成

介護技術

①介護概論（180時間）〔講義・演習〕

「尊厳の保持」「自立支援」という新しい介護の考え方を理解するとともに、「介護を必要とする者」を、生活の観点から捉えるための学習
また、介護における安全やチームケア等について理解するための学習

②コミュニケーション技術（60時間）〔講義・演習〕

介護を必要とする者の理解や援助的関係、援助的コミュニケーションについて理解するとともに、利用者や利用者家族、あるいは他職種との協働におけるコミュニケーション能力を身につけるための学習

③生活援助技術（300時間）〔講義・演習〕

尊厳の保持の観点から、どのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術を用いて、安全に援助できる技術や知識について習得する学習

④介護過程（150時間）〔講義・演習〕

他の科目で学習した知識や技術を統合して、介護過程を展開し、介護計画を立案し、適切な介護サービスの提供ができる能力を養う学習

⑤介護総合演習（120時間）〔演習〕

実習に必要な知識や技術、介護過程の展開の能力等について、個別の学習到達状況に応じた総合的な学習

（注）教育目標と教育内容は、引き続き作業チームで今後検討。

実習

⑥実習（450時間）〔実習〕

実際の対象者について介護過程を展開し、他科目で学習した知識や技術を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を習得する学習
居宅や施設等における実際の介護サービスの提供における多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習

※ 実習内容及び方法等については、引き続き検討。